

令和7年 第1回通常総会議事録

1 日 時 令和7年2月28日（金）午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 日赤会館 3階会議室

3 出席者 (1) 会 員

和歌山県	和歌山市	海南市
橋本市	御坊市	田辺市
紀美野町	紀の川市	岩出市
高野町	湯浅町	広川町
有田川町	日高町	みなべ町
印南町	白浜町	上富田町

和歌山県医師国民健康保険組合
和歌山県歯科医師国民健康保険組合
紀和薬剤師国民健康保険組合

〈書 面〉

有田市	新宮市	かつらぎ町
九度山町	美浜町	由良町
日高川町	すさみ町	串本町
那智勝浦町	太地町	古座川町
北山村		

(2) 役 員

常務理事

(3) 事務局

事務局長

事務局次長

総務課長

総務課長補佐

司 会

定刻がまいりましたので、只今から令和7年第1回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが21名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが13名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、令和7年第1回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、国保連合会を取り巻く状況のほか、令和10年度までの国保連合会の事業運営や組織体制の方向性を示す「第5次中期経営計画」の取組状況等について、ご報告させていただきます。

今後も、この計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日もご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和6年度の補正予算、令和7年度の事業計画及び予算等についてでございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

(祝電披露)

次に、議事に移らせていただきます前に、「国保連合会を取り巻く状況」、「第5次中期経営計画の取組状況」、「令和6年度税制改正への対応」について、事務局より説明いたします。

事 務 局

国保連合会を取り巻く状況について、説明いたします。資料No.1をお願いいたします。

人口減少に伴うレセプト取扱件数についてです。

まず人口減少については、これまで説明したとおりなのですが、次のレセプト取

扱件数は、以前に説明させていただいた際には令和7年度がピークと申し上げていたのですが、どうも今年度がピークで、7年度から減り始めるということに変わってきています。

更に、令和8年度に被用者保険の適用範囲の拡大が行われ、国保から社会保険へ全国で約110万人が移っていく、和歌山県でも約8,000人が社会保険に移るものと見込んでいます。国保の財政からするとその分の医療給付が減るなどプラスに作用するのですが、私ども国保連合会にとっては手数料収入の減少に直結いたしますので、経営上非常に大きな問題となっております。

グラフを見ていただきますと、緑の網掛けが被用者保険適用拡大による減少部分、赤い網掛けは自然減の部分となり、令和6年度で898万件あるのが、10年度には853万件まで減ることを予想しています。

次に、審査システムの共同利用と医療DXです。

これは以前からご説明していますとおり、現在支払基金と国保連合会がそれぞれ違う審査支払システムを持っているのですが、これを共同開発、共同利用していこうというものです。令和11年を目途に新しいシステムに移行する予定となっております。これにより開発・運用コストの削減等を図ることとしています。

次に、診療報酬査定率の状況です。

緑の点線が支払基金和歌山県支部、赤の点線が私ども和歌山県国保連合会となります。

傾向を見ますと、和歌山県の支払基金はどんどん伸びて令和6年10月時点で0.3%、和歌山県の国保連合会は逆にどんどん下がり0.2%ぐらいになっていて、0.1ポイントの差となっております。

支払基金ではAIを導入してレセプトを振り分けており、人の目で重点的に審査する必要があるものに集中的に職員を充てることができたり、審査を都道府県ごとではなく例えば近畿などブロック単位で行うことで、各府県からノウハウを持ち寄ってより効果的な審査が行える、これらのことが査定率を押し上げている要因ではないかと考えています。

いずれにしても、このことは私どもにとって大きな問題だと認識していますので、早急に原因の分析とそれに沿った対策を講じていきたいと考えています。

最後に、後期高齢者医療制度の運営主体の見直しということで、今後私どもでは新たに保険者機能を担っていくことも視野に入れており、県が運営主体となり業務の一部を委託するとなった時に本会がしっかりとその業務を担えるよう準備を進めていくこととしています。

そのため、広域連合や県国保課への職員派遣について7年度以降も拡充を図りながら、保険者業務のノウハウを構築していきたいと考えています。

国保連合会を取り巻く状況については、以上です。

今、申し上げた取り巻く状況の中で、令和6年度から10年度までの本会の運営方針をまとめたのが第5次中期経営計画となります。

これまでの取組状況をご説明いたします。資料No.2をお願いいたします。
中期経営計画の現時点での評価結果になります。

評価については9月に内部評価を行った上で、10月に保険者から外部評価を受ける、そしてその結果を2月の理事会・総会で報告することとしています。

外部評価の結果は表のとおりとなっており、ほぼ内部評価どおりの評価をいただいたところではあります。

事業ごとの評価結果については、別にお配りしています資料にまとめていますが、本日説明の方は省略させていただき、主なものについて説明いたします。

まず、柔道整復等療養費の適正化業務になりますが、こちらは内部評価ではBとされていたのですが、適正化の効果が大きかったためA評価としていただいております。

このグラフは都道府県別の国保の柔道整復1人当たり医療費ですが、ご覧いただいておりますとおり和歌山県は全国2位で、全国平均の約1.8倍となっています。

こちらは業務の概要で、国保連合会と保険者の方で疑わしいものをシステムで抜き出してきて、患者調査や施術所への聞き取りを行い、請求の仕方を指導したり、あまりにひどい場合はきっちりとお金を返してもらう、こういった取組を令和6年4月から行っています。

効果ですが右のグラフ、これは令和6年4月から12月までの柔整の件数と費用額を表したのですが、ご覧のとおり軒並み前年より減少しています。

4月から業務を開始して、12月現在で患者調査を延べ5,743人に行い、施術所聞き取りを102件行いました。その中で不正請求が発覚したのが19施術所で、債務承認額は4,396万円となっています。

今年度の施術所からの請求状況についても、4月から12月までの費用額でいただいた前年度の90.6%、額にして約1億8,200万円の減少となっています。

次に、保健事業ということで、重複・多剤服薬者等への支援事業になりますが、こちらもA評価をいただいております。

保健事業の中で最も力を入れている取組のひとつが、この重複・多剤の関係でして、たくさん薬を飲んでいたりすると健康被害を引き起こす可能性がありますので、そういった人たちにアプローチをかけるというものです。

それを在宅保健師の会というものがあり、その保健師さんをお願いして電話や家庭訪問などを通じて、通院の仕方や薬の管理方法等をアドバイスしています。

実施状況ですが、令和7年度では国保で25市町村、後期で10市町村に対して支援を行う予定です。国保と後期で市町村数に開きがありますが、ゆくゆくは国保も後期も全市町村受託して、いわゆる年齢に関係なく支援を行っていくことを考えています。

次は、第三者行為求償事務における救急搬送情報の連携についてで、こちらも評価はAとなっています。

本会では、求償事案の発見漏れを防ぐため、県内の消防本部から市町村に救急搬

送情報を提供してもらい、それに国保連合会が資格情報をあてたうえで該当者情報を市町村に返す、こういった取組を6年度から始めました。

効果のところですが、令和6年6月から12月までの搬送分で574件の資格突合者がありましたので、このままいくと年間だいたい1,000件を超えることを見込んでいます。

もちろん、これがみんな求償の対象になるわけではありませんが、少なくともこれまでの求償受付件数は上回るのではないかと考えているところです。

ここからは、少し課題が残った取組となります。

まずは、レセプト点検システムの導入についてです。

今年度から新システムを入れたのですが、今のところあまり効果が出ていない状況です。

うまくシステムを使いこなせていなかったり、国保総合システムとの連携が不十分であることなどが要因と考えており、7年度では成果をあげている他県の国保連合会が採用しているチェック項目を取り入れることや、国保総合システムとの自動連携機能を活用するなど、改善を図っていきたいと考えています。

続いてコスト削減のための取組になりますが、今年度、介護保険・障害者総合支援システム等の運用保守業者の調達を指名競争入札で行い、15社を指名して3社から応札がありました。

いずれの業者も予定価格を上回っておりましたので「入札不落」となりましたが、最低価格を提示したトランス・コスモス社と随意契約に向けて契約交渉を行いたいと考えています。

次に、人事評価制度と人材確保についてです。

本会では令和6年度に人事評価制度を導入しており、その評価結果を令和7年4月1日の昇任へ反映させることとしています。

計画では、給与への反映まで考えていたのですが、こちらの方は準備が整わず、7年度の実施は見送ることといたしました。

次の人材確保については、本年度の職員採用試験の状況です。

10月の新卒卒の結果を見てお分かりのとおり、現状新卒の方の確保が非常に困難になってきているということがあり、今後私どもでは社会人採用をメインとしていくことも考えているところです。

そのためにも、採用する方々のキャリアとか前職の地位なども考慮して初任給を決定する、今でも前歴加算は行っているのですが、社会人採用が増えるとキャリアなどもより多様化しますので、いろいろなケースに対応できるよう検討していく予定です。

次に、定員管理の見直しになります。

これまで本会ではどの級に何人を置くか明確な基準を設けていなかったのですが、今後人事評価を導入していく中で、階級ごとの人数に不均衡が生じることはないように、財源も考慮に入れながら、階級別の上限モデル人数を設定することとい

たしました。

なお、不測の事態など、どうしても上限モデル人数を超える運用が必要となる場合は、理事会の承認を得ることといたします。

表を見ていただきますと7級の局長、次長ですが、特殊事情の発生を考慮して上限を3人といたします。6級は課長で、課の数が5つということで5人、それに主幹を1人おいて上限を6人に、5級は課長補佐で、それぞれに副主幹を1人程度おいて上限を11人といたします。

定数については、規程は73人以内となっているのですが、実態に合わせた形で現状の61人に少し余裕を見て65人以内ということにしたいと考えています。

以上、中期経営計画の取組状況でございます。

次に、令和6年度税制改正への対応について説明いたします。資料No.3をお願いいたします。

国保連合会は、法人税の納付義務がある公益法人等に位置づけられており、保有する積立金にも上限が設けられているところです。そんな中、赤い囲みですが、支払基金との審査システムの共同利用に備えて、積立金の上限を大幅に超えて積み立てる必要があることから、今回、厚生労働省からの要望が税制改正に取り入れられ、令和6年度分から適用されることとなりました。

表にお示ししているのが今回の税制改正に伴う変更点とその対応となります。本会ではこれらに基づき適切に対応していく所存ですが、本日は時間の都合上、2番の積立資産の見直しのみ説明させていただきます。

今回の改正により、各積立資産の積立上限額が撤廃され、連合会ごとに必要額を積み立てることが可能となりました。

これを受け本県では、退職給付引当資産とICT等積立資産の上限額を見直したいと考えています。

退職給付引当資産については、これまで上限を翌年度以降5年以内の退職が見込まれる者に支給する額の5分の1としていたものを、翌年度以降に退職が見込まれる者に支給する要支給額ということに変更いたします。

次のICT等積立資産については、手数料収入の30%に相当する額としていたものを所要の額ということに変更し、国保中央会から示されたシステム開発等に必要となる額に、本県独自システムの改修費用と物価上昇率を合わせた額、こちらを所要額とさせていただきたいと考えています。

金額については、表の下段の括弧書きが国保中央会から示されたものとなり、合計で3億8,614万4,000円、これに独自システム分と物価上昇分を加え6億1,276万2,000円といたします。

次に、上限額の見直しに伴う財源となります。

今回の上限額の見直しに当たっては、手数料の引き上げは行わないこととし、別の積立金からの資産移行分と余剰金を財源として充てたいと考えています。

具体的には、退職給付引当資産については、従来の積立予定額2,105万

2,000円に加え、一般会計で保有している積立金のうちから7,524万1,000円を資産移行することといたします。

またICT等積立資産については、令和6年度の剰余の一部を充てるとともに、7年度にクラウド化によって使用することがなくなった減価償却引当資産の一部を資産移行することで、財源確保を行います。

最後に、国保連合会を取り巻く状況も厳しさを増す中、本会では保険者の皆様のご期待に応えられるよう、引き続き中期経営計画に沿った取り組みを進めてまいり所存ですので、どうか今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。ありがとうございました。

司 会

只今、「国保連合会を取り巻く状況」、「第5次中期経営計画の取組状況」、「令和6年度税制改正への対応」について説明いたしました。何かご質問等はございませんでしょうか。

一 同

質問等なし。

司 会

ないようでございますので、議事に移らせていただきます。

議長の選出でございますが、慣例により事務局から、ご指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたしたいと思っております。

議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号及び報告第2号について、事務局から一括報告いたします。

事務局

報告第1号 理事長専決処分について

それでは、右上に報告事項と記載しています資料をお願いいたします。

まずは、第1号 理事長専決処分についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により下記のとおり専決処分いたしました。

まず、表のNo.1ですが、こちらは債務負担行為の設定になります。

内容ですが、先ほど第5次中期経営計画の取組状況の中でも説明いたしました「介護保険・障害者総合支援システム等に係る運用保守業務」に係る入札を実施するにあたり、令和7年度から令和11年度までの期間に、1億1,819万7,000円を限度額として設定いたしました。

次にNo.2とNo.3も債務負担行為の設定になります。内容ですが、来年度にシステム更改いたしますグループウェア・勤怠管理・文書管理システムの導入と利用に係る入札を実施するにあたり債務負担行為を設定するもので、導入においては、令和7年度に、534万8,000円、システム利用においては、令和7年度から令和12年度までの期間に、1,164万5,000円を限度額として設定いたしました。

次のNo.4も債務負担行為の設定になります。内容ですが、医療費通知書、ジェネリック差額通知書作成業務に係る入札を実施するにあたり、令和7年度に、1,044万6,000円を限度額として設定いたしました。

最後、No.5は補正予算になります。第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計におきまして、消防からの救急搬送記録の連携体制の構築や年度初めに行っています損保会社への提出勧奨等に伴いまして、今年度、損害賠償金受入金の増加が見込まれましたので、以下のとおり、損害賠償金で6,700万円、手数料で402万円の増額補正としております。ちなみに損害賠償金受入金の状況ですが、令和4年度2億5,100万円、令和5年度2億7,500万円、そして、令和6年度は今回の6,700万円を増額補正しました、3億2,000万円を見込んでおります。

理事長専決処分についての説明は、以上となります。

報告第2号 規程の制定について

続きまして、報告第2号 規程改正になります。

まず、下の表のNo.1ですが、常勤役員の報酬等に関する規程の一部改正になりまして、現在、取り組んでいます中期経営計画を確実に実施するため、常時勤務する専任理事を設置するとともに、報酬額を明記するものになります。

次に、No.2ですが、職員服務規程の一部改正になりまして、育児期における柔軟な働き方を実現するため、時差勤務制度を導入するとともに法改正に対応しました子の看護休暇等の対象となる子の年齢を「小学校就学の始期」から「小学校3年生

了」まで引き上げいたします。

ちなみに、時差勤務の種類ですが、通常勤務の午前9時から午後5時45分までの前後1時間の時差勤務を可能としております。

また、職員が常時携帯する身分証明書ですが、この名称を職員証に変更いたします。

次に、No.3ですが、事務局規程の一部改正になりまして、内容としましては、本会職員の職名について、現在は、入職22歳から36歳位まで職名が、ずっと「主事」となっております。この期間が長いという事が課題となっていましたので、モチベーション向上の観点から、現行の1級・2級・3級の「主事」から、1級「主事」、2級「副主任」、3級「主任」に変更いたします。

また、事務局職員の定数について、現行の73人以内から、令和6年4月1日時点の61人に対し、専任理事の追加に伴い1人を減らし、更に、各課にて新規事業の受託を考慮した5人を増加させた、65人以内に変更いたします。

次に、No.4ですが、積立資産管理運用規程の一部改正になりまして、内容としましては、令和6年度税制改正により、これまで厚生労働省通知にて保有が認められていました積立資産の積立上限額が撤廃され、連合会ごとに必要額の積立が可能となりましたので、以下の退職給付引当資産とICT等積立資産の積立上限額を見直しいたします。

次の、No.5とNo.6は、柔道整復療養費審査支払規程とはり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程の一部改正になりまして、内容としましては、施術所から本会あて請求される柔道整復療養費支給申請書及びはり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費支給申請書について、これまでは、本会での審査終了後に保険者へ送付していましたが、保険者での業務の効率化を図るため、本会での保管が可能となるよう改正いたします。

最後、No.7ですが、介護保険者事務電算共同処理業務規程の一部改正になりまして、内容としましては、医療の情報と介護給付費明細書の突合点検について、これは、医療のレセプト情報と介護のレセプト情報を突合せまして、疑義のあるレセプト情報、例えば入院中にも関わらず福祉用具をレンタルしている等を介護保険者へ情報提供していましたが、令和7年度からは業務を拡充し、本会にて、その疑義情報を基に介護事業所への照会から過誤申立までの一連処理を実施いたします。

更に、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が、介護予防支援等の原案を作成した場合の委託料の支払事務について、令和7年度から原案作成委託料支払処理として業務を開始するための一部改正になります。

規程改正についての説明は、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

報告第1号及び報告第2号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。

議案第1号から議案第4号までは、令和6年度の補正予算等についてでございますので、一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 退職給付引当資産の処分について

議案第2号 令和6年度一般会計補正予算について

議案第3号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

議案第4号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

て

議案第1から4号、令和6年度 引当資産の処分及び補正予算についてですが、まず、引当資産の処分、No.1 退職給付引当資産については、今年度末をもって職員5名が退職することに伴いまして、引当資産の一部4,849万3,000円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。

次に補正予算についてですが、まず、No.1の一般会計におきまして、先ほどの退職給付引当資産から一般会計に繰り入れた金額を退職手当として予算計上するものになります。

次に、No.2とNo.3は、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の公費負担支払勘定の補正として、内容としましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、当初の見込額を大きく下回ることとなったため、国保で8,000万円、後期で1億円の減額補正をいたします。

令和6年度引当資産の処分及び補正予算についての説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

議案第1号から議案第4号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第4号まで、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号から議案第27号までは、令和7年度の事業計画並びに各会計予算等についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第5号 令和7年度事業計画について

議案第5号「令和7年度事業計画の概要」について説明します。

事業概況のNo.1「保険者支援事業等」の事業名「受託事業の拡大」についてですが、内容としましては、生活習慣病の重症化や要介護状態になること及び要介護状態の悪化を予防することを目的に、令和7年度から75歳以上の医療受診、健診受診、介護認定のすべての履歴がない健康状態不明者を対象に、在宅保健師が訪問等により健康状態を把握し、必要な医療・介護サービス等に繋げる事業を実施いたします。

次にNo.2「国保診療報酬等に関する事業」の「査定率向上」についてですが、支払基金との査定率の格差解消を図るため、審査委員会との連携のもと、ICTを有

効活用した業務の効率化を図るとともに、今後導入するA I 審査等に対応できる審査関係職員を育成いたします。

具体的な取組として、1つ目の「効果的なコンピュータチェック項目の選定」では、効率よく疑義レセプトを抽出することで、審査事務共助時間を確保いたします。

2つ目「審査委員会からの事務付託項目の拡大」では、審査基準のブレがないよう事務方で確実に査定を行います。

3つ目「重点的な目視点検の実施」では、医療機関単位で一定条件によりランク分けし、審査を行います。その中でも、高点数、7万点以上のレセプトや症状詳記の添付があるレセプトなど、重点的に目視点検を実施いたします。

4つ目「他府県国保連合会への業務視察」により、他府県の審査手法も取り入れながら査定率向上を図ってまいります。

次に事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」についてですが、先ほどの中期経営計画でも取組強化中ではありますが、柔整・あはき療養費の更なる適正化を図るため、以下の取り組みを実施いたします。

具体的な取組として、1つ目「協会けんぽ等との情報連携に関する覚書を締結」し、協会けんぽと施術所調査の結果など、情報連携を図ることで相乗効果を目指します。

2つ目「あはき療養費に係る主治医に対する同意書内容の照会」を実施し、不必要な施術に対する再同意が繰り返されていないか等の確認を行いながら適正化を図ってまいります。

3つ目「柔整・あはき療養費と介護保険利用者との突合」を行い、柔整・あはき療養費が介護施設の患者獲得のための一つのサービスになっていないか等を把握したうえで、施術所への聞き取りを実施いたします。令和7年度は、以上のような視点を加え更なる適正化を図ってまいります。

次は、No.3 介護保険事業です。事業名「介護給付適正化事業の拡充」についてですが、1つ目、医療情報と介護給付費明細書の突合点検の拡充についてですが、令和7年度から、本会にて介護事業所への照会から過誤申し立てまでの一連処理を実施いたします。

また、2つ目、ケアプラン点検に係る保険者支援の強化についてですが、和歌山県と連携のもと、主任ケアマネージャーを保険者に派遣し、ケアプラン点検に係る指導・助言を行うなど保険者支援の強化を図ります。

次に介護保険事業の2つ目、事業名「原案作成委託料支払処理の開始」についてですが、地域包括支援センターから委託を受け、介護予防支援等の原案を作成した場合の委託料の支払事務について、令和7年度から業務を開始いたします。

次にNo.4 その他事業運営です。事業名「システム運用保守業務における入札の実施」についてですが、令和8年度から令和12年度までの後期システム及び特定健診システムの運用保守業務について、指名競争入札を実施し、価格競争によるコスト削減を目指します。

次に、第65回全国国保地域医療学会について説明します。

この地域医療学会につきましては、昭和36年に第1回を東京都で開催し、その後全国持ち回りとなり、第65回を和歌山県で初めて開催することとなりました。

目的としましては、国民健康保険診療施設の関係者が全国から集まり、地域医療や地域包括医療・ケアの実践の方途を探求していこうというものでございます。

参加者は、国保診療施設の医師など施設に勤務するすべての職種の方で、全国から1,000人以上が参加いたします。

主な学会内容は、特別講演や専門分科会・口演発表等となっています。

会期は、令和7年10月3日と4日の2日間、会場は、和歌山城ホールとしています。

次に、後援依頼団体ということで、昨年12月に記載の団体に出向き、後援依頼をさせていただいたところです。

なお、詳細は、別にお配りしています「開催概要」を後ほどご覧いただければと思います。

令和7年度事業計画の概要は以上となります。

議案第6号 令和7年度負担金及び手数料について

議案第6号「令和7年度会員負担金及び手数料について」説明します。

会員負担金、審査支払手数料については、令和7年度は据え置きとなりますが、変更箇所としまして、No.4共同処理手数料についてですが、(1)国保共同処理手数料の一般業務、及び特別業務において、表の右端に記載の1件当たり等の金額を引き下げることとしております。国保情報集約システム手数料については引き上げとなります。

次に、No.12障害の審査支払手数料、及びNo.13障害の共同処理手数料の一部についても、表の右端に記載の1件当たり等の金額を引き下げることとしております。

会員負担金及び手数料については以上となります。

議案第7号 一般会計減価償却引当資産の処分について

議案第8号 一般会計財政調整積立金の処分について

議案第9号 令和7年度一般会計予算について

議案第10号 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第11号 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第12号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計予算について

議案第13号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第14号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第15号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

- 議案第 1 6 号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 議案第 1 7 号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計減価償却引当資産の処分について
- 議案第 1 8 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
- 議案第 1 9 号 令和 7 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 議案第 2 0 号 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 議案第 2 1 号 介護保険事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について
- 議案第 2 2 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計予算について
- 議案第 2 3 号 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 議案第 2 4 号 障害者総合支援法関係業務等特別会計減価償却引当資産の処分について
- 議案第 2 5 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 7 年度一般会計及び特別会計一時借入金について
- 議案第 2 7 号 債務負担行為の設定について

議案第 7 号から 2 5 号「令和 7 年度当初予算の概要」について説明します。

まず、令和 6 年度の決算見込で、表の右から 3 列目にあります赤い線で囲っている箇所、歳入歳出差引額を算出したところ、各会計で当初の予想を上回る額となりましたので、先ほど令和 6 年度税制改正への対応にてご説明しましたとおり、この差引額の一部を支払基金とのシステム共同利用の負担金へ充てるため、ICT 等積立資産へ積立させていただきたいと考えています。

次に、会計別の積立状況でございまして、まず、(1) の財政調整積立資産は、手数料収入の 10% を上限に積み立てることができます。資料中ほどの令和 6 年度積立率をご覧いただきたいのですが、国保特別会計で 96.53%、後期 97.11% とほとんどの会計で 90% を超えている状況になりますので、この積立資産については、概ね財源確保が完了しております。

次に、(2) の ICT 等積立資産ですが、こちらは所要額を積み立てることができまして、こちらにも、税制改正への対応にて、令和 10 年度までにシステム開発等で必要とされる額を上限額に変更させていただいています。

令和 6 年度の増減額にて赤く囲っている箇所が、令和 6 年度の剰余額を積立にまわすものになります。この積み増しにより、令和 6 年度の積立率が特定健診を除く会計で 80% を超える状況となり、更に、令和 7 年度にシステムクラウド化によって使用することのなくなった減価償却引当資産の一部を ICT 等積立資産へ資産

移行することで、財源確保が概ね完了いたします。

次に、(3)の退職給付引当資産ですが、こちらも、税制改正への対応にて、翌年度以降に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額を上限額に変更させていただいています。こちらは、赤い線で囲っている箇所、令和7年度に財政調整積立金の一部を退職給付引当資産へ資産移行することで財源確保が完了する見込みとなっています。

次に、令和7年度一般会計の概要になります。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、4億5,136万1,000円で、前年度と比較しますと1億4,654万9,000円の増としております。

右側のポイントを説明しますと、歳入の負担金では、被保険者数の減少に伴い375万1,000円の減。繰入金では、減価償却引当資産からグループウェア等の更改、トイレ改修工事費用を繰り入れるため1,468万3,000円の増、諸収入では、保健事業の拡充により866万8,000円の増としております。

次に、歳出の総務費では、常勤役員の拡充により684万円の増、事業費では、保健事業職員の歳出科目変更により3,112万3,000円の増としております。

次に、国保の業務勘定になります。

予算の総額は6億6,622万7,000円で、前年度と比較しますと1億8,906万3,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、歳入ですが、手数料では、各種手数料、主に共同処理手数料の引下げにより2,530万6,000円の減。取扱件数の減少に伴い1,518万4,000円の減。繰入金では、減価償却引当資産からセキュリティ等管理システムの更改費用を繰り入れるため2,883万7,000円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、国保総合システムの運用管理費が大幅に下がった影響で1,955万円の減。諸支出金では一般会計への繰出金の増加により、人件費で562万円、共通経費で588万4,000円の増としております。

国保業務勘定については以上となります。

次は、後期の業務勘定になります。

予算の総額は6億4,242万1,000円で、前年度と比較しますと2億4,964万9,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、各種手数料の引き下げにより4,613万9,000円の減。取扱件数の増加により2,024万7,000円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、国保総合システムの運用管理費が大幅に下がった影響で1,907万2,000円の減としております。

後期業務勘定については以上となります。

次に、特定健康診査等の業務勘定になります。

予算の総額は6,237万6,000円で、前年度と比較しますと272万

3, 000円の減としております。

ポイントを説明しますと、繰入金ですが、減価償却引当資産から特定健診等データ管理システム更改費用を繰り入れるため300万9,000円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、システム更改経費300万9,000円の増としております。

特定健診業務勘定については以上となります。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理の特別会計になります。

予算の総額は4,970万1,000円で、前年度と比較しますと1,026万4,000円の増としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、損害賠償金の収納増を見込み367万6,000円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、令和6年度の求償システム機器更改経費106万円の減としております。

第三者行為求償事務特別会計については以上となります。

次は、介護保険の業務勘定になります。

予算の総額は1億8,058万9,000円で、前年度と比較しますと6,784万5,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、繰入金ですが、減価償却引当資産から介護保険審査支払等システム機器構築作業費を繰り入れるため407万円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、システム機器更改等に係る経費として、令和6年度機器調達に係る経費3,908万7,000円の減、令和7年度システム構築費434万8,000円の増。システム運用管理費802万9,000円の増としております。

介護保険業務勘定については以上となります。

次は、障害者総合支援の業務勘定になります。

予算の総額は9,495万8,000円で、前年度と比較しますと171万7,000円の増としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、各種手数料の引き下げにより395万6,000円の減。取扱件数の増加に伴い275万6,000円の増としております。

次に、歳出ですが、総務費では、システム運用管理費398万5,000円の増としております。

令和7年度当初予算の概要は以上となります。

なお、議案第26号「一時借入金」及び27号「債務負担行為」については、説明を割愛させていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

議案第5号から第27号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第5号から第27号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第5号から第27号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号「理事の選任について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

(議案第28号 理事の選任について説明)

議 長

議案第28号「理事の選任について」の説明がございましたが、「役員候補者名簿」のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、理事につきましては「役員候補者名簿」のとおり選任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので、何かございませんか。

一 同

特になし。

理 事 長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

予定いたしておりました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時30分)

以上、令和7年第1回通常総会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長 岩出市長